

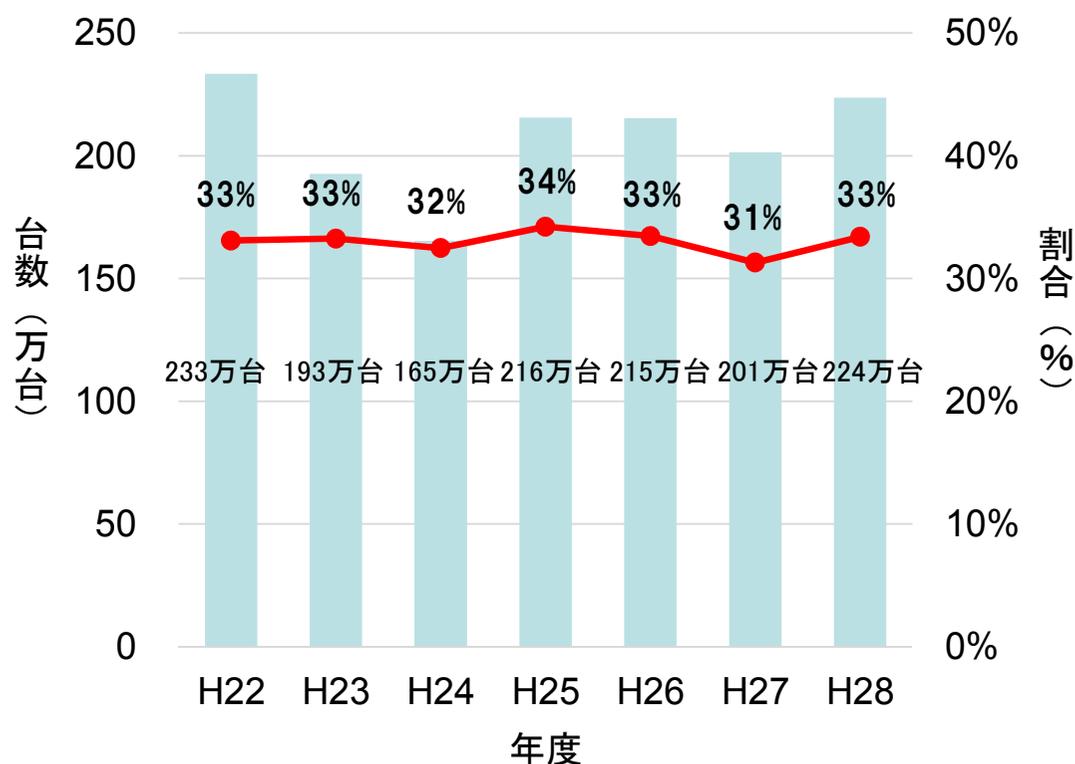
# 過積載車両の荷主対策

---

# 過積載車両の現状

- 車両の諸元(総重量、長さ等)が一定の値を超える車両(特殊車両)の通行には、道路管理者の許可が必要である。
- 特殊車両の約3割が過積載であり、近年横ばいで推移している。

＜過積載車両の状況(H22年度～H28年度)＞



＜過積載車両の例＞



①計測重量	82.05t
②一般的制限値	25.00t
③超過値【①－②】	57.05t

(一般的制限値の約3.3倍)

出典：NEXCO東日本公表資料(H27.6.3)をもとに作成

※ 特殊車両とは、車両の構造又は積載する貨物が特殊であり、かつ車両の諸元(車両総重量、幅、長さ、高さ)のいずれかが車両制限令第3条に定める最高限度(一般的制限値)を超える車両である。

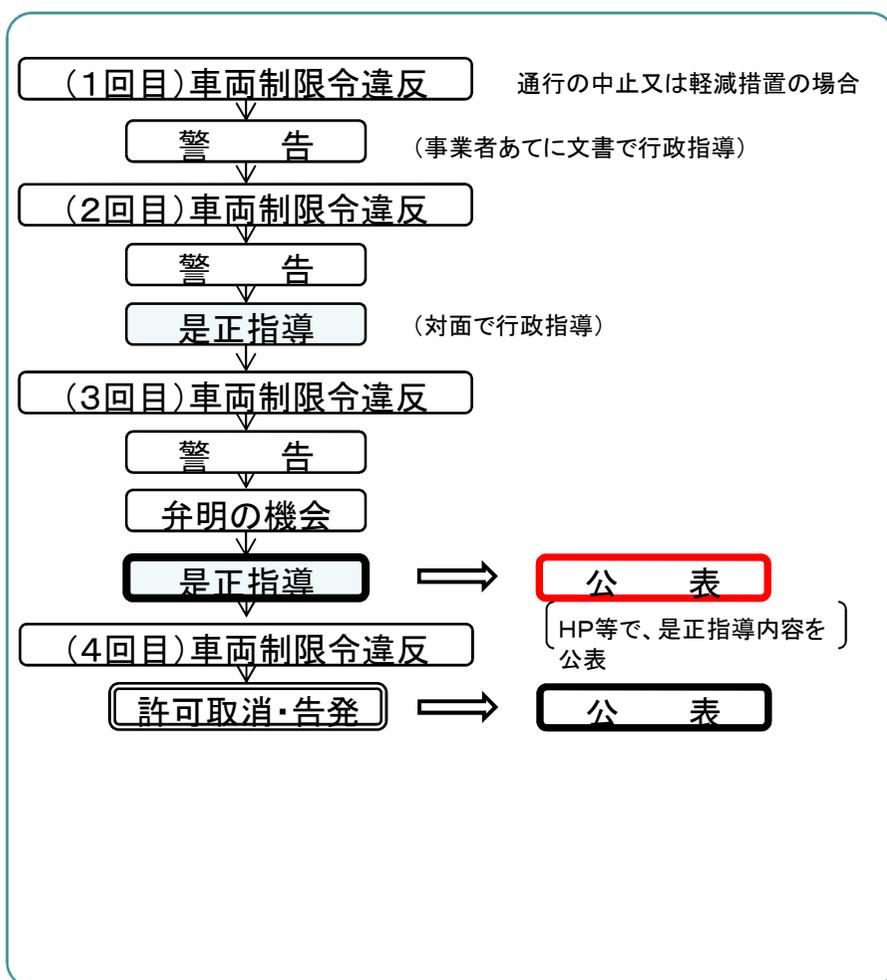
※ 過積載車両台数は、自動重量計測装置(直轄国道39カ所)による計測データである。

※ 平成27年度及び平成28年度は、自動重量計測装置の故障による影響等を考慮し、補間した値としている。

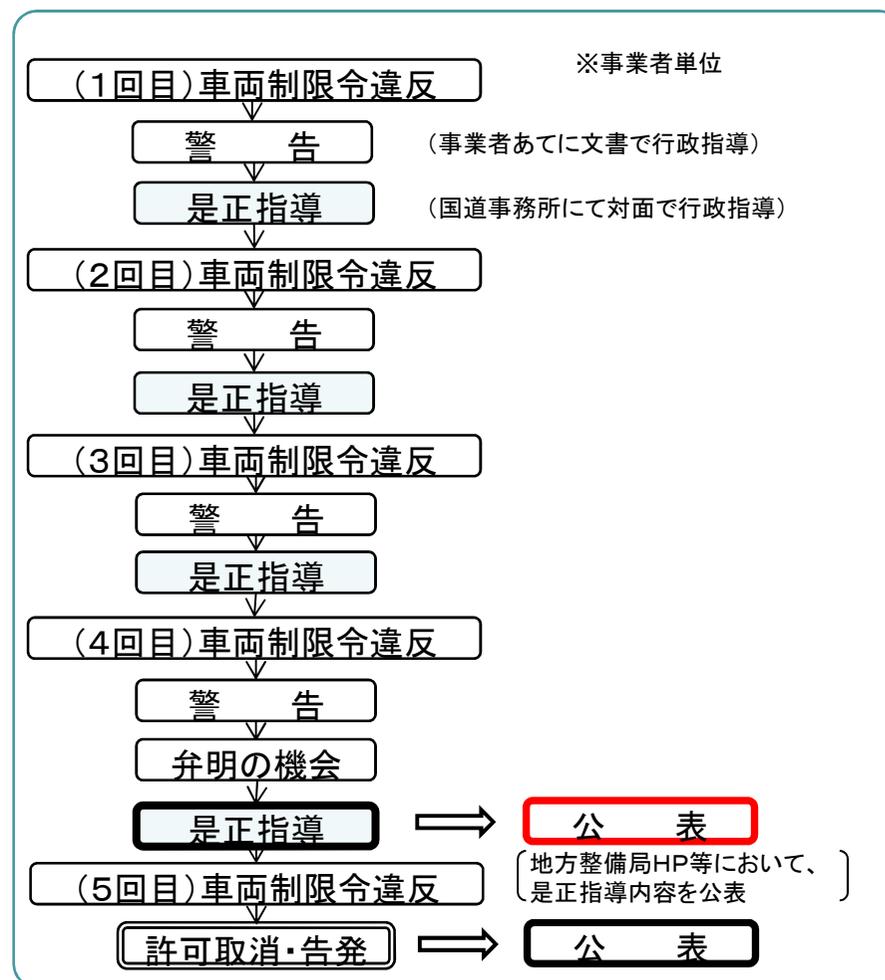
# トラック事業者に対する行政指導等の流れ(直轄国道の例)

- 過積載車両は、道路橋の劣化に与える影響が大きい。
- このため、道路管理者は取締基地での取締りや自動重量計測装置による取締りにより違反車両を特定し、是正指導やトラック事業者名の公表などの行政指導を実施。

## 取締基地での取締り



## 自動重量計測装置(WIM)による取締り



- 全日本トラック協会会員に対して、荷主に関するアンケート調査を実施(H28.8~H28.9)
- 約15%が荷主から過積載等の車両制限令違反を強要されたとの回答

## <アンケート内容(抜粋)>

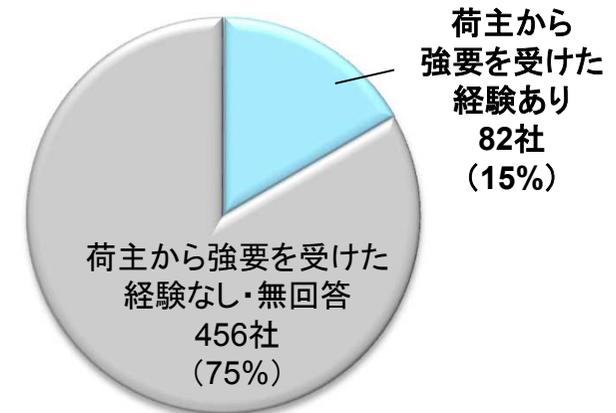
### 【荷主に関する質問】

問) 荷主から車両制限令違反を強要されるようなことはありますか。

- ① 強要されることがよくある
- ② ときどき強要される
- ③ ほとんど強要されたことはないがたまにある
- ④ 強要されたことはない
- ⑤ 回答できない

## <アンケート結果>

約15%が荷主から過積載等を強要されたとの回答



### <参考> 回答の内訳

No	荷主からの強要	回答件数	構成比
①	強要されることがよくある	7	1.3%
②	ときどき強要される	16	3.0%
③	ほとんど強要されたことはないがたまにある	59	11.0%
④	強要されたことはない	403	74.9%
⑤	回答できない	19	3.5%
-	無回答	34	6.3%
合計		538	

# 基地取締り時の荷主情報の聴取(平成28年度)

○ 昨年度、取締基地での取締りの際に、車両制限令違反のあった車両の運転手に対して、荷主に関するアンケート調査を実施

・ 実施期間  
平成28年9月～11月

・ 実施主体  
東北地方整備局(1基地)  
関東地方整備局(3基地)  
中部地方整備局(1基地)



<取締基地での取締りの様子>

・ アンケート方法  
違反車両の運転者に対し、荷主情報等を任意で聴取。聴取に際しては、法人や個人が特定されることがない旨を予め周知

・ アンケート項目  
「荷主名」、「荷主の業種」、「荷主の関与の有無」

## 取締り時の荷主に関するアンケート調査

過積載が荷主からの要求や商慣習が大きな要因となっている状況を踏まえ、荷主の関係業界団体等に対しても違反行為の抑制に協力を求める取組を検討するため、取締り時において荷主に関するアンケートを実施させていただくことと致しました。ご回答頂いた内容につきましては、統計処理をしながらで利用致しますので、法人や個人が特定されることはありません。ご多用の折誠に恐縮ではございますが、趣旨をご理解頂き本アンケートにご協力いただけますようお願い申し上げます。

### 1. 日時・場所

日時	
場所	

### 2. 白ナンバー・緑ナンバー (○をつけてください)

白ナンバー	緑ナンバー
-------	-------

### 3. 起点・終点

出発地	
目的地	

※出発地または目的地が建設工事現場である場合は、工事名と公共工事・民間工事の別を教えてください。

(工事名: ) (公共工事・民間工事)

### 4. 積載物

--

### 5. 荷主名 (運送状(運送委託書)等に記載された運送委託者) ※不明な場合は回答の必要はありません。

--

### 5-2. 荷主の業種

※荷主が不明な場合にお尋ねします。

次の該当する業種に○をつけてください。( ) 書は想定される積載物の例

- ・建設業 (建設機械、土砂、砂利等)
- ・食料品製造業
- ・飲料製造業
- ・鉄鋼業 (鋼材、鉄板等)
- ・金属製品製造業 ((鉄以外) コイル等)
- ・道路貨物運送業
- ・廃棄物処理業
- ・港で海上コンテナ (輸入) 運送を仲介する事業者 (フォワード等)
- ・その他 (業種名: )
- ・不明

6. 積載物や運送方法等について、荷主等による何らかの関与や指示はありましたか。  
①～④の該当する項目を選択していただくとともに、具体的な指示内容等があればお聞かせください。

- ① 荷主による関与または指示があった
- ② 雇用者による関与または指示があった
- ③ 特段の関与や指示はない
- ④ その他

(指示内容等の具体例)

--

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

<アンケート調査票>

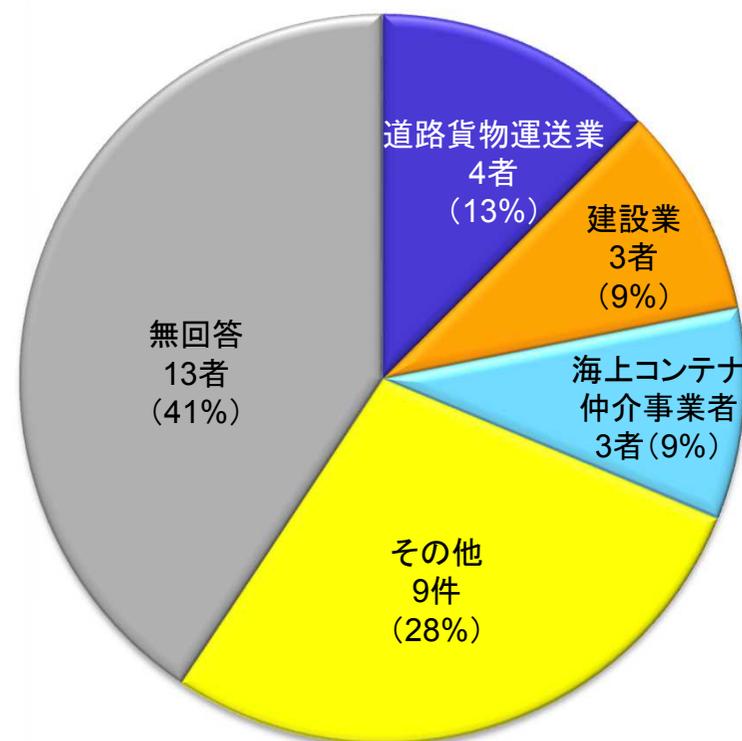
# 基地取締り時の荷主情報の聴取(平成28年度)

- 「荷主名」は5割(16者)、「荷主の業種」は約6割(19者)の運転手が回答した。
- 一方で、「荷主の関与や指示の有無」については、全ての運転手が無回答であった。

■ 回答数 32人/36人(回答率89%)

5 【荷主名】	<table border="1"> <tr> <td>回答あり 16者 (50%)</td> <td>無回答 16者 (50%)</td> </tr> </table>	回答あり 16者 (50%)	無回答 16者 (50%)
回答あり 16者 (50%)	無回答 16者 (50%)		
5-2 【荷主の業種】	<table border="1"> <tr> <td>回答あり 19者 (59%)</td> <td>無回答 13者 (41%)</td> </tr> </table>	回答あり 19者 (59%)	無回答 13者 (41%)
回答あり 19者 (59%)	無回答 13者 (41%)		
6 【過積載に対する荷主の関与や指示の有無】	<table border="1"> <tr> <td>無回答 32者 (100%)</td> </tr> </table>	無回答 32者 (100%)	
無回答 32者 (100%)			

＜荷主業種の内訳＞



- ※ 道路貨物運送業は、主として自動車により貨物の輸送を行う業
- ※ 海上コンテナ仲介事業者は、港湾で輸出入される国際海上コンテナの輸送を仲介する業

## 今後の物流政策の基本的な方向性等について(答申)

(平成27年12月25日 社会資本整備審議会・交通政策審議会)

### IV. 物流の目指すべき将来像の実現に向けた具体的施策等のあり方

#### 1. 物流生産性革命の実現

(過積載等の違反者への厳罰化)

(略) 過積載が荷主からの要求や非効率な商慣習が大きな要因となっている状況を踏まえ、トラック事業者だけではなく荷主にも責任とコスト等を適切に分担させていく取組を併せて実施する必要がある。このため、取締り時の違反者への荷主情報の聴取、荷主も関与した特車通行許可など、違反に係る荷主、運送元(例えば工事現場等)に関する情報を活用した幅広い取組を検討する必要がある。

## 総合物流施策大綱(2017年度～2020年度)(平成29年7月28日 閣議決定)

### III. 今後の物流施策の方向性と取組

#### 4. 災害等のリスク・地球環境問題に対応するサステイナブルな物流の構築

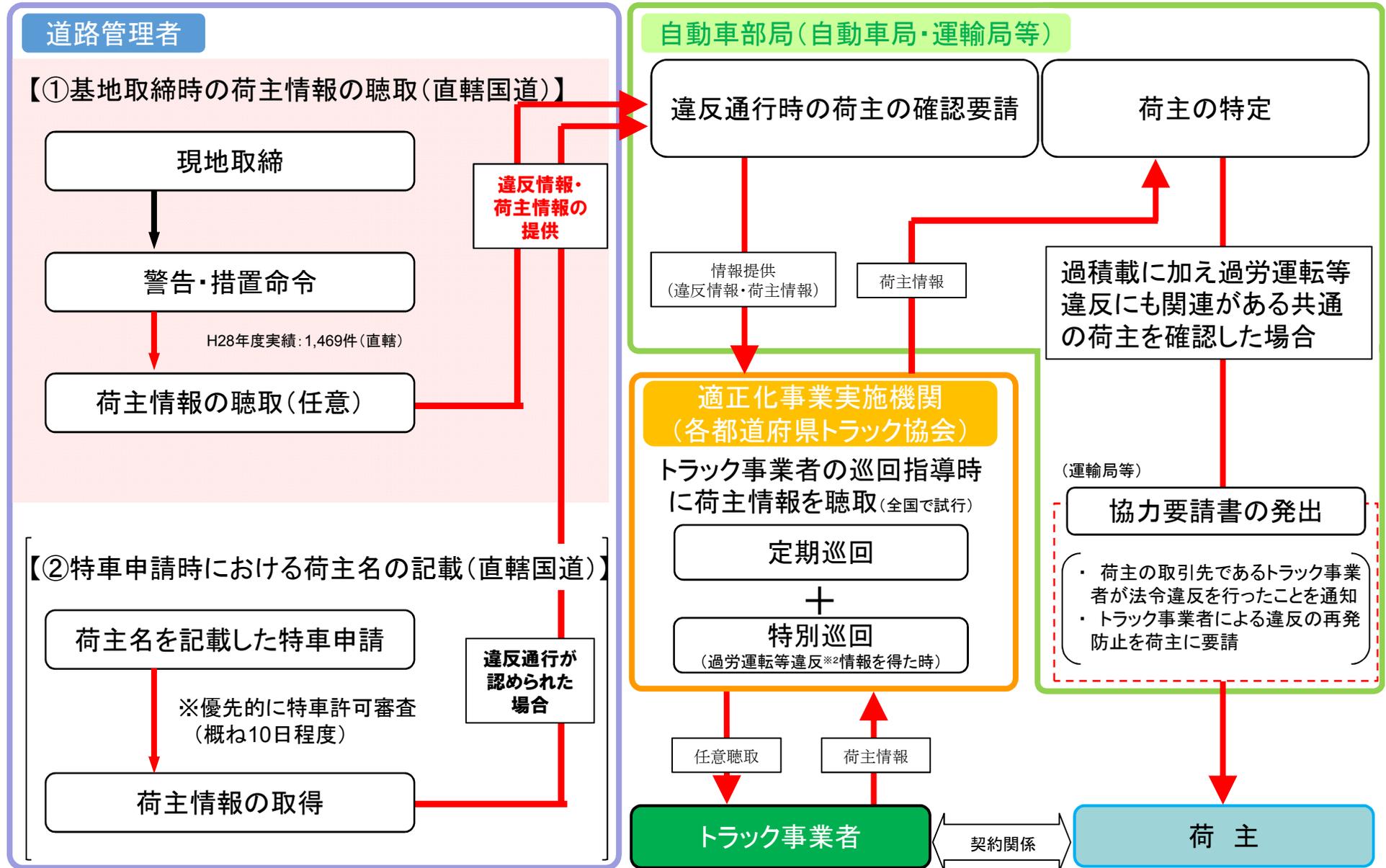
(1) 災害等のリスクに備える

② 物流の社会インフラとしての機能確保のための老朽化対策

(ア) 道路の老朽化対策

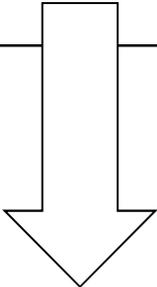
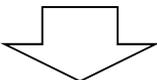
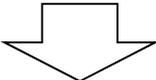
(略) 道路の劣化の主な原因である過積載車両を撲滅するため、動的荷重計測装置(WIM)による自動取締りの強化や荷主にも責任とコスト等を適切に分担させる仕組み等を検討する。

# 過積載車両の荷主対策【試行】(全体像)



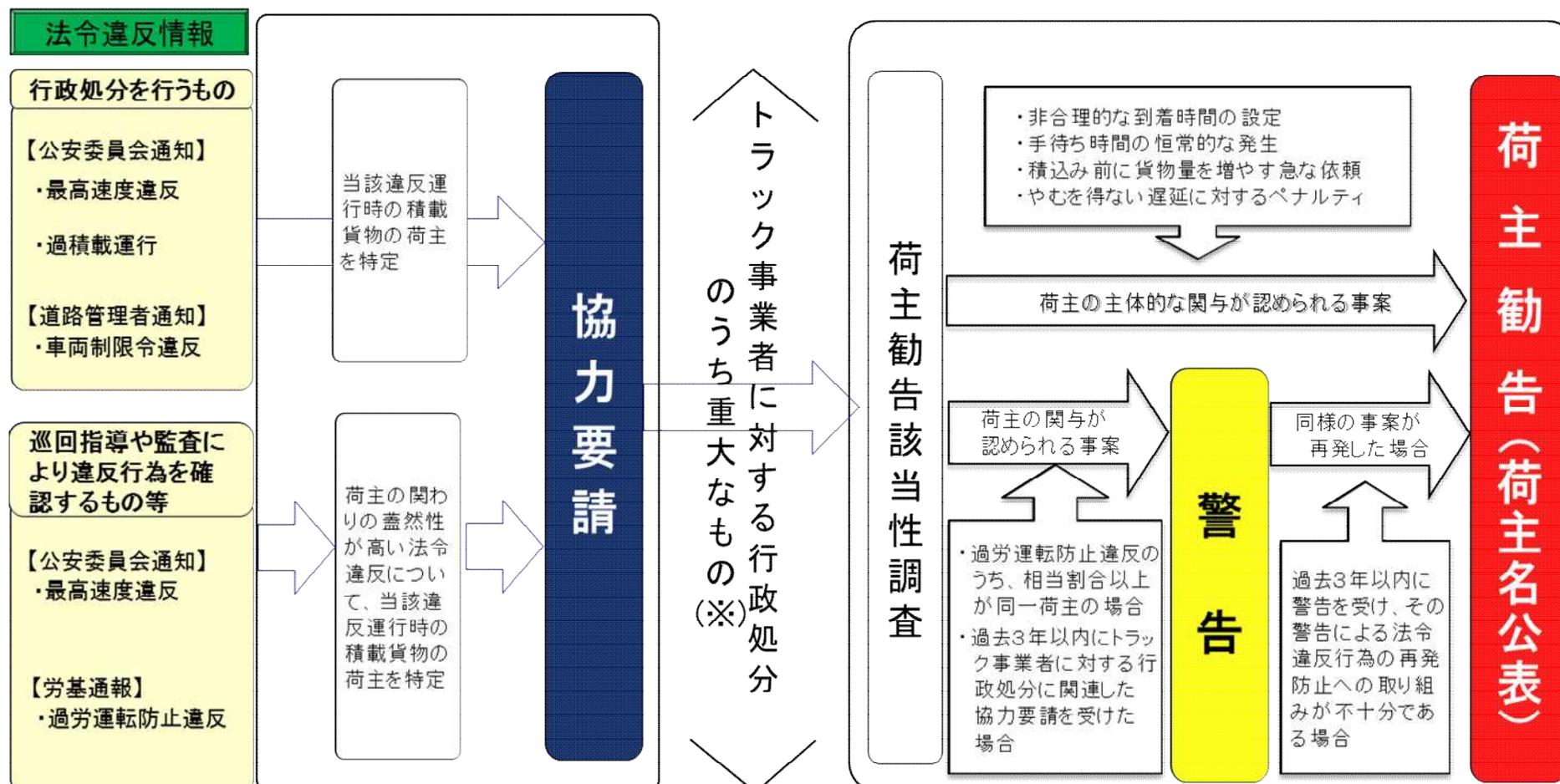
※1 赤字箇所は、今回の試行に伴い、道路管理者による情報の取得又は自動車部局による情報の活用が強化されるプロセスである。

※2 乗務時間等告示違反

年度	基地取締り時の荷主情報の聴取 (直轄国道)	特車申請時における荷主名の記載 (直轄国道)
H29年度	12月 ① 試行開始 ※ 全ての地方整備局等	1月頃 ① 試行開始 ※ 北海道開発局
H30年度	 ② 結果とりまとめ・検証 <検証内容> ・ 荷主名の聴取状況 ・ 過積載の多い荷主の業種 ・ 自動車部局での荷主情報の活用状況	 ② 地域拡大 ※ 全ての地方整備局等  ③ 結果とりまとめ・検証 <検証内容> ・ 荷主名の記載状況 ・ 荷主名を記載した事業者の過積載の有無 ・ 事業者へのインセンティブ(優先的審査)の妥当性
	 ③ 本格導入	 ④ 本格導入

# (参考)荷主勧告制度の概要

- トラック事業者の違反行為に対し行政処分を行う場合、当該違反行為が主として荷主の行為に起因すると認められる時は、荷主に対し違反行為の再発防止のための措置を執るべきことを勧告するもの
- 平成29年7月から、荷主への早期の働きかけを行うため、行政処分を前提とする運用を改め、トラック事業者への行政処分の前に協力要請を行う機会を設定



(※) 行政処分のうち重大なものとは、事業停止処分事案、過労運転防止違反の件数が多い事案、死亡事故等の社会的影響が大きい事案とする。

# (参考)特車申請時における荷主名の記載(イメージ)

## <現在>

様式第一 (用紙A4) 受付番号

特殊車両通行許可申請書 ( )

道路管理者 平成 年 月 日

車種区分

車両番号等 車名及び型式

他台

他台

軸種数

積載貨物

幅	高さ	長さ
cm	cm	cm

品名

総重量	最遠軸距	最小隣接軸距	隣接軸重	長さ
kg	cm	cm	kg	cm
幅	高さ	最小回転半径	最大軸重	最大軸荷重
cm	cm	cm	kg	kg

通行区分

通行経路数

更新又は変更経緯

申請内容	年月日	許可番号	車両台数	総通行経路数	変更事由
新規時			/		
前回			/		



## <試行内容>

様式第一 (用紙A4) 受付番号

特殊車両通行許可申請書 ( )

道路管理者 平成 年 月 日

車種区分

車両番号等 車名及び型式

他台

他台

軸種数

積載貨物

幅	高さ	長さ
cm	cm	cm

品名

総重量	最遠軸距	最小隣接軸距	隣接軸重	長さ
kg	cm	cm	kg	cm
幅	高さ	最小回転半径	最大軸重	最大軸荷重
cm	cm	cm	kg	kg

通行区分

通行経路数

更新又は変更経緯

申請内容	年月日	許可番号	車両台数	総通行経路数	変更事由
新規時			/		
前回			/		

- ※ 対象申請は新規申請(オンラインでの申請に限る)であり、申請時に荷主との契約書等を提出
- ※ 対象者は、申請時点において荷主が一者でも確定している者
- ※ 申請者へのインセンティブとして、審査の優先処理(道路管理者間の協議がない場合、かつ、申請内容に不備がない場合に限る)